

新しい資格確認書を郵送します

現在使用中の国民健康保険と後期高齢者医療の資格確認書の有効期限は、7月31日です。

新しい資格確認書を7月中旬に郵送しますので、8月1日以降は新しい資格確認書をご使用ください。

国民健康保険加入者

マイナ保険証を持っている人には、資格確認書は発行されません。マイナ保険証をお持ちの70歳以上の人には、医療機関での負担割合などが記載された「資格情報のお知らせ」を郵送します。

後期高齢者医療制度加入者

84歳以下で、マイナ保険証を定期的に利用している人には資格確認書は発行されません。

代わりに、有効期限などが記載された「資格情報のお知らせ」を郵送します。

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」について、詳しくは同封のリーフレットをご確認ください。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

高額な医療費の支払いが見込まれる場合は

国民健康保険と後期高齢者医療制度では、一カ月の医療費には自己負担限度額が設定されており、「自己負担限度額区分」の有効期限は7月31日です。

加入している制度ごとに、自己負担限度額についての手続きが異なりますのでご注意ください。

マイナ保険証を利用すれば
申請がなくても
自己負担限度額までの支払いに！



後期高齢者医療制度の加入者

マイナ保険証を利用しておらず、負担区分が「低所得者Ⅰ・Ⅱ」または「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の人は、「負担区分が併記された資格確認書」を発行することができます。希望する場合は、**8月3日(月)以降**に手続きをしてください。

現在、「資格確認書」に負担区分が併記されている人で、資格確認書交付対象の人には、8月から利用できる新しい負担区分が併記された資格確認書を7月中旬に郵送します。

手続きに必要なもの

- ・必要な人の新しい後期高齢者医療資格確認書
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

国民健康保険加入者

マイナ保険証を利用しておらず、高額な医療費の支払いが見込まれる場合は、事前に「限度額適用認定証等」の手続きを行うことで、窓口での支払額を抑えることができます。すでに認定証が交付されており、8月以降も引き続き交付を希望する場合は、**8月3日(月)以降**に手続きしてください。

注意事項

- ・手続きした月の初日から有効な認定証を交付します。
- ・保険税の滞納がある場合は更新できません。
- ・70歳以上の場合、所得区分によっては認定証が発行されないことがあります。

手続きに必要なもの

- ・更新が必要な人の新しい国民健康保険資格確認書
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)

長期入院した時は

マイナ保険証の利用有無にかかわらず、過去12カ月で90日を超える長期入院に該当する場合、入院中の食費負担額を減額するには手続きが必要です。必要書類など、詳細は町ホームページをご確認ください。

※すでに長期入院に該当している国民健康保険の人で、8月以降も入院が継続する場合、必ず**8月中**に継続手続きを行ってください。(後期は自動継続)



☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

7月は国民年金保険料免除の更新月

現在、令和8年度分(令和8年7月～令和9年6月分)の国民年金保険料の免除申請を受け付けています。また、過年度分も随時受け付けています。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 2503

国民健康保険税の税率が変わります

令和8年度の国民健康保険税の税率について、「子ども子育て支援金」の追加や、熊本県が示す益城町の標準税率を基に、税率・年税額の変更を行いました。

この変更は令和8年4月加入分までさかのぼって適用されます。

☎ 税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388

必要なもの

- ・退職による特例免除希望の場合、公的機関が発行した離職証明書(離職票や雇用保険受給資格者証など)
- ・来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・委任状(別世帯の人が申請する場合)

令和8年度 国民健康保険税率・年税額

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護保険 納付金分	子ども子育て 支援金分
所得割	6.68%	3.04%	2.82%	0.27%
均等割	24,300円	11,100円	18,500円	1,500円
平等割	16,100円	7,400円	-	-

益城町みんなの秋祭り 2026

6月1日に益城町夏祭り実行委員会が開催され、今年も秋祭りを開催することが決定されました。

開催日

10月31日(土) 予備日11月1日(日)

場所

キズナアリーナ駐車場を中心としたキズナパーク一帯



イベント内容、開始・終了時刻など、祭りの詳細については広報ましき10月号に掲載する予定です。

☎ 夏祭り実行委員会事務局(産業振興課 商工観光係) ☎ 289 - 8307

夏休み中、はびねすラウンジをフリースペースとして開放

保健福祉センターはびねすの児童館前ラウンジを、夏休み期間中、フリースペースとして開放します。休憩スポットとして、勉強や読書スペースとしてご活用ください。

開放期間 7月21日(火)～8月27日(木) 午前10時～午後6時

- ・職員は常駐していません。体調管理、貴重品管理、小さいお子さんの見守りなどは、利用者の責任でお願いします。

・イベントや災害などで、予告なく利用できない場合があります。



☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117